

○上天草市病院企業職員の職の設置に関する規程

平成26年3月28日病院事業管理規程第5号
改正

平成27年3月16日病院事業管理規程第2号

平成29年3月28日病院事業管理規程第4号

令和2年3月27日病院事業管理規程第7号

令和3年2月24日病院事業管理規程第1号

令和3年3月18日病院事業管理規程第2号

令和3年12月28日病院事業管理規程第6号

上天草市病院企業職員の職の設置に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、上天草市病院企業職員の職の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「職員」とは、上天草市職員定数条例（平成16年上天草市条例第19号）第2条第8号に規定する職員をいう。

(職員の職)

第3条 職員（次条に規定する職を除く。）の職として、役付職員、一般職員及び技能労務職員を置く。

2 役付職員、一般職員及び技能労務職員の職名は、別表第1に掲げるものとする。

(臨時職員等の職)

第4条 前条に規定する職のほか、別表第2に掲げる職に臨時職員及び非常勤職員を置く。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(上天草市立上天草総合病院の職の設置に関する規則の廃止)

2 上天草市立上天草総合病院の職の設置に関する規則（平成16年規則第128号）は、廃止する。

附 則（平成27年3月16日病院事業管理規程第2号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日病院事業管理規程第4号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日病院事業管理規程第7号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月24日病院事業管理規程第1号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月18日病院事業管理規程第2号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月28日病院事業管理規程第2号）

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

上天草市立上天草総合病院		
役付職員の職名	一般職員の職名	技能労務職員の職名
名誉院長	医員	調理長
病院事業副管理者	診療情報管理士	調理師
病院長	薬剤師	助手
病院長代理	放射線技師	係長
副院長	検査技師	
医局長	臨床工学技士	技師
診療部長	理学療法士	主任
各科部長	作業療法士	
各科医長	言語聴覚士	
地域医療支援部長	視能訓練士	
地域医療支援課長	管理栄養士	
診療情報管理室長	栄養士	
コメディカル部長	歯科衛生士	
薬剤科長	歯科技工士	
薬剤科主任	助産師	
放射線科長	看護師	
放射線科主任	准看護師	
検査科長	看護助手	
検査科主任	事業管理者補佐官	
科長補佐	参事	
透析センター長	主事	
透析センター技士長		
透析センター主任		
リハビリ科長		
リハビリ科係長		

理学療法士主任		
作業療法士主任		
言語聴覚士主任		
視能訓練士主任		
栄養科長		
栄養科主任		
歯科衛生士主任		
歯科技工士主任		
看護部長		
看護副部長		
看護師長		
看護主任		
事務部長		
事務長		
事務次長		
医事課長		
総務課長		
契約検査課長		
建設工事課長		
課長補佐		
主任		
係長		
看護専門学校		
役付職員の職名	一般職員の職名	技能労務職員の職名
学校長	専任教員	技師
副学校長	実習指導教員	
学科長	参事	
事務長	学生生活相談員	
	主事	
健康管理センター		

役付職員の職名	一般職員の職名	技能労務職員の職名
所長	保健師	技師
副所長	参事	
保健師長	主事	
保健師主任		
係長		
訪問看護ステーション		
役付職員の職名	一般職員の職名	技能労務職員の職名
所長	訪問看護師	
介護老人保健施設		
役付職員の職名	一般職員の職名	技能労務職員の職名
施設長	看護師	介護主任
看護介護師長	准看護師	介護士
事務長	管理栄養士	介護員
係長	理学療法士	調理長
リハビリ科主任	作業療法士	調理師
管理栄養士主任	参事	技師
事務主任	主事	
在宅介護支援センター		
役付職員の職名	一般職員の職名	技能労務職員の職名
所長	介護支援専門員	
主任		
居宅介護支援センター		
役付職員の職名	一般職員の職名	技能労務職員の職名
所長	介護支援専門員	
主任		
教良木診療所		
役付職員の職名	一般職員の職名	技能労務職員の職名
所長	看護師	技師
主任	准看護師	

	主事	
--	----	--

別表第2（第4条関係）

医師
薬剤師
栄養士
検査技師
看護師
准看護師
看護助手
事務補助員
調理員
清掃洗濯員
介護員
その他管理者が必要と認める職